

議会基本条例検討協議会（第13回）

平成24年11月 8日（木）

場 所：委員会室

1 通年議会についての説明の訂正について（資料1）

2 議会基本条例に盛り込む要素案について（資料2、3）

3 その他

午前9時01分 開会

【河崎会長】 本日は、大和クラブは木村議員が、みんなの党大和は佐藤議員が代理出席であり、赤嶺委員から遅刻の届出があった。

1. 通年議会についての説明の訂正について

【河崎会長】 通年議会についての説明の訂正について、事務局から説明を求める。
※事務局次長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 当初得ていた情報とは異なるものが総務省から示されたとのことであるが、地方制度調査会の議論をずっと傍聴してきた学者から違った情報も得ている。議会の会期について現在仮置きしている条文でよいかどうかは、今月末に地方自治法の一部改正について全国市議会議長会から説明を受ける予定であるので、それを待って改めて議論したいと考えている。

【窪委員】 「毎月第2水曜日、18時から20時まで」とはどういうことか。

【議事担当係長】 毎月決まった日に集まることを想定して説明されている。昼間の職業を持っている議員が参加できるということも伝わってきているが、現在の開催のイメージとはかなり違うと考えている。

【窪委員】 夜間に開催するのか。

【事務局次長】 昼間仕事を持っている議員が参加しやすいように、時間的には18時から20時までというのがイメージとして示されている。一般質問は現在年4回行っているが、このイメージでは年1回になるのかなど、いろいろ疑問点がある。今後、いろいろ情報が入ってくれば詳細がわかってくると考えている。

【佐藤委員】 土日に開催する可能性はあるのか。

【事務局次長】 各議会で決めていけばよいのではないかと考えるが、あくまでも総務省から示されたイメージでは平日の夜である。その意図は先ほど述べた内容ではないかと推測している。

【中村副会長】 定例日は1日でなければならないのか。定例日を複数日にすることは可能か。

【事務局次長】 その辺りを含めて、まだ情報が入ってきていない。このような状況で、他市に先駆けて通年議会を選択することは、慎重に考えたほうがよいのではないかと。今回の地方自治法改正により通年議会を採用した議会の運用状況を見てから判断したほうがよいのではないかと考える。

【河崎会長】 地制調では幅広い市民が議会に参加できると議論され、夜間開催の事例が出ているのではないかと話と、通年議会にする意味は議員同士が活発に議論することができるという意味では、通年化したからには毎月1回以上は開催することが必要なのではないかと議論があったと聞いている。しかし、現在考えているように、3カ月ごとに今までどおりの定例日を設けて行うことは差し支えないという話を聞いており、それらを含めて11月末の説明を待ってからの方がよいと考える。

【佐藤委員】 市長は以前から議会についての経費を削減すべき旨のことを述べているが、夜間に開催されると職員の人件費はふえるのか。

【河崎会長】 それも含めて、11月末の説明を受けてからとしたい。

この件については、以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

2. 議会基本条例に盛り込む要素案について

【河崎会長】 本日配付している資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料について説明。

【河崎会長】 開催通知で「前文」「議会図書室」「議会広報」「議員定数」「議員報酬」を協議すると案内している。

まずは、前文について、提案のあった4会派の意向を含めて調整案を作成したので、たたき台としてもらいたい。

※会長が調整案を朗読。

【河崎会長】 意見等があれば、お願いしたい。

【中村副会長】 「議会は、構成する議員と市長が」とあるが、市長は議会の構成員なのか。

【河崎会長】 「議会は、議会を構成する議員と市長が」とするか。

【中村副会長】 市長と議会が、ともに市民の代表で二代表制の一翼を担うということか。

【河崎会長】 二代表制の説明を入れている。仮置きしている「目的」の条文から持ってきている。説明は「目的」の条文に戻してもよい。

【中村副会長】 議会を構成しているのが議員と市長であるように読めるので、「議会は、市長とともに」程度がよいのではないか。

【河崎会長】 「議会は、市長とともに二代表制の一翼を担っており」としたほうがよいということか。

【中村副会長】 案文では、議員と市長で議会が構成されているように読める。

【河崎会長】 「議会は、議会を構成する議員と市長が」とする案と、「議会は、市長とともに二代表制の一翼を担う」とする案の2つがある。

【大波委員】 「構成する」を削除すればよいのではないか。

【井上委員】 その案であれば「議会を」を挿入して「議会を構成する議員」としたほうがすっきりする。

【山田委員】 案文を生かすのであれば井上委員の意見でよい。公明党案で言いたいのは「議員が集まった合議機関としての議会」と「市民の信託を受けた市長」がともに担っていくのが二代表制ということで、「合議機関としての議会」との文言はあったほうがよい。

【河崎会長】 「合議機関」を入れたいとのことか。

【山田委員】 そうである。

【河崎会長】 まずは「二代表制の一翼」の部分を先に解決したい。「議会は、議会を構成する議員と市長が」とするか、「議会は、議員と市長が」とするか、副会長の案にするかである。

【中村副会長】 その案は除いてよい。

【河崎会長】 ここの文章は長いので、短くして「議会は市長とともに二代表制の一翼を担っており」とすっきりさせる案もある。

【木村委員】 案文を調整して、本日の協議会で決定しようとしているのか。

【河崎会長】 前文は重要なところなので、本日中に決定するのは難しい。

【木村委員】 本日、結論を出すのかどうかを確認したい。

【河崎会長】 本日中に結論を出すのは無理だと思う。

【山田委員】 先ほど述べたのは、議員が集まった合議機関としての議会と市長が二元代表制なのではないかということであり、今議論すべき内容ではないか。議員と市長が二元代表制なのか。

【河崎会長】 「合議機関である議会は、市長とともに二元代表制の一翼を担っており」としたほうがよいとの意見か。

【山田委員】 案文で出している「多様な市民の多様な意見を代表する合議機関としての議会と市民の信託を受けた市長は、二元代表制のもと対等な関係にあり」としたほうが、関係性が明らかでわかりやすいと考える。

赤嶺委員入室

【河崎会長】 二元代表制について、事務局に説明を求める。

【事務局長】 山本委員が到着したとのことである。

【河崎会長】 佐藤委員は委員外議員席への移動をお願いする。

山本委員入室

【議事担当係長】 二元代表制については、ともに市民から選挙で選ばれる議員、市長が、議員については議事機関である議会を構成し、市長は執行機関として、互いに市政を運営していくという制度と考えている。

【河崎会長】 議事機関とは決定機関ということによいか。

【議事担当係長】 議決機関とも言う。

【中村副会長】 「二元代表制」は憲法にも法律にも規定はないので、条例に規定することは非常に意味がある。「合議機関」とあえて入れるかどうかは悩ましい。山田委員の案で「市民の信託を受けた市長」とあるが、議員も信託を受けていると思う。片方だけが信託を受けているわけではないので、会長の調整案でよいのではないか。

【山田委員】 二元代表制は、議員ではなく合議機関としての議会と市長と考えていたが、ともに選ばれた議員と市長と一緒にやっていくというのが二元代表制であるとのことであれば、「議会は、議会を構成する議員と市長がともに選挙で選ばれた市民の代表であるという二元代表制の一翼を担っており」で了解した。

【窪委員】 地方分権一括法は非常に問題がある。地方自治法改正も改悪である。分権とは国の財政が破綻し、地方に肩代わりさせている。「地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により」と謳うことにより、国の流れに迎合する形になるので問題である。

【河崎会長】 地方分権そのものが間違った流れであるということか。

【窪委員】 地方自治の本旨は、国と自治体は対等の関係である。そういう立場にもかかわらず、通達などで縛られてきた。

【河崎会長】 通達は、現在は通知として参考程度でよいというのが地方分権の流れと

認識している。通達行政から抜け出しているというところも地方分権の一つの価値と認識している。話に矛盾点があるのではないか。

【窪委員】 通達に法的根拠はないが、そういうものに拘束されて本市でも職員を減らすプランを立てた。本来なら従う必要はないのに、実態として全国の自治体が国の方針のもとにやっている。

【河崎会長】 地方議会及び地方自治体として、国との対等性を発揮していくという方向もあり、自治基本条例や議会基本条例がつくられてきたと認識しているが、そのところは合意できないか。

【窪委員】 地方自治法では福祉の向上を義務化していたのを改正によりあいまいにしている。分権一括法も、あれだけのボリュームのものが短期間で通ってしまった。現状、地方交付税を削り、臨時財政対策債を発行させている。そういうことは一般には見えにくいですが、従わざるを得なくなっている。それでよいのか。

【山田委員】 議会基本条例の前文をつくるに当たり、なぜ今制定するのかという背景を入れるべきである。現実には地方分権の流れがあり、自治体が負うべき責任と果たすべき役割が大きくなってきているから、制定するという事を入れたほうがよい。

【窪委員】 国保でも国が50%負担金を出していたのが、今は二十数%しかない。国は国の責任から手を抜いている。そういう流れの中で地方自治体として住民の福祉を守っていかなければならない。どんどん地方に押しつけられているのが実態である。それを当然の流れと受け取ることはできない。

【中村副会長】 二代表制の一翼を担っていることには異議はないか。

【窪委員】 もちろんない。

【中村副会長】 重要なのは、二代表制の一翼を担っていることを明確にすることと考えている。それを明確にすることによって議会の権限を明確にしたい。地方分権の大きな流れは問題もあると思うので、それほど記載する必要はない。

【大波委員】 前文は「憲法に規定する自治」と「福祉を向上する」という文言が入っていれば、あとは余り長くしないほうがよい。

【河崎会長】 「地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正」により自治体の役割が大きくなっているのは事実であり、「ますます重要になっている」ではなく「ますます大きくなっている」と事実を記載することでどうか。

【窪委員】 それは構わない。

【河崎会長】 大波委員の指摘した内容は、4行目に「憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす」と記載している。ここのところまでは、この文章でよいのか。

【窪委員】 それでよい。地方自治の本旨は、地方的な行政のために国から独立した地方公共団体の存在を認め、この団体が原則として国の監督を排除し、自主自立的、直接間接住民の意思によって、地方の実情に即して地方的行政を行うことととらえている。

【河崎会長】 先ほどの箇所は「自治体が負うべき責任と役割はますます大きくなっている」と変更し、5行目までは以上の内容としたい。

【窪委員】 「地方分権一括法の制定やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正により」は入れるのか。

【河崎会長】 記載する。

【赤嶺委員】 「地方分権一括法」云々の記載は、他市の議会基本条例をいくつか見ているが、その多くに記載があることを申し述べたい。

【窪委員】 この部分は承服しかねる。下から4行目の「分権と自治の時代に相応しい議会」も同意しかねる。

【河崎会長】 「自治体が負うべき責任と果たすべき役割がますます重要になっている」部分の説明はどうするのか。

【窪委員】 市民の暮らしが厳しくなって、現に所得が減っている。格差が広がっている。構造改革により、そういう社会状況になっている。今市民が置かれている状況に対し自治体がどういう役割を果たすべきかというとらえ方だと思う。

【赤嶺委員】 だからこそ、自治体が負うべき役割や責任が重要なのではないか。

【窪委員】 そのことは否定しない。ただし、分権一括法や自治法改正により自治体の負うべき役割が重要になっているのではない。なぜ貧困と格差が生まれたか。それに対して自治体が果たすべき役割が非常に大きくなっている。

【河崎会長】 貧困や格差が生まれたのは自治体の責任であるのか。

【窪委員】 それは見解の相違である。

【井上委員】 そこまで話が広がると違う議論になってしまう。

【河崎会長】 全会派合意のもと進めていかなければならないので、ある種のイデオロギーを記載するのは難しい。

【窪委員】 あえて提案はしていないが、貧困と格差により自治体の果たすべき役割は大きくなっている。住民の福祉をどう守るかという自治体の役割である。

【河崎会長】 5行目に「市民全体の福祉の向上」と記載している。

【井上委員】 5行目までを議論しているが、短くするのか、もう少し長くするのかという形でやっていかないと話が進んでいかない。

【河崎会長】 今問題となっているのは、窪委員が1行目を削除してほしいと述べていることである。

【窪委員】 下から4行目の「更に、分権と自治の時代に相応しい議会」もである。

【山田委員】 冒頭の削除にこだわるのであれば、「自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます大きくなっている現代にあって」とすればよいのではないか。

【河崎会長】 今なぜ議会基本条例かを前文に盛り込む必要がある。議会が果たすべき役割はずっと前から重要だった。その中でなぜ各自治体で議会基本条例がつけられてきたかという、地方分権一括法やそれに続く地方自治法の相次ぐ改正で、自治体が果たすべき役割が以前よりも大きくなってきたという時代認識が是非必要である。窪委員の主張では、なぜ今基本条例をつくるのかというポイントが市民には不明確である。

【窪委員】 憲法制定時から当然地方自治体は国と対等で、重要な役割を果たさなければならなかったが、実態としては国の下請け機関になっていた。分権一括法やそれに続く自治法改正で基本条例が必要になったのではない。

【河崎会長】 それでは、なぜ今まで基本条例をつくらなかったのか。

【窪委員】 基本条例をつくらなくても、地方議員として果たす役割はいろいろある。つくらなくても議会活動に支障はない。しかし、つくることにはそれなりの意義がある。

【中村副会長】 分権一括法やそれに続く自治法改正には賛否があると思うが、現実の話として、このことにより条例で決めなければならないことがふえている。それを個々

の条例で定めるのもよいが根本となる基本条例で定めようというのが、今回議会基本条例を制定するという一つの動きだと思う。法改正があり、それによって役割が大きくなっているのは是非はともかく事実である。事実を記載するだけであるし、なぜ基本条例を制定するかの説明もつくので、記載したほうがよい。

【大波委員】 格差社会となり、生活がより厳しくなっている。それに自治体が歯止めをかけないとまずい。分権一括法や自治法ではなく、「格差社会が到来して、ますます生活が厳しくなっている」という文章を入れてつなげたほうがよい。

【河崎会長】 この条例は格差社会が広がっている現状を打開するために定める条例なのか。

【大波委員】 本来ならば国・県がきちんとしなければならないが、実際は機能しきれていない。だから地方議会はきちんとした体制を考えて、もう少し市民の福祉の向上のためにきちんとしなければならない。

【河崎会長】 この条例を定めることで、解決の方向にいくのか。

【大波委員】 そのとおりである。きちんとした福祉、まちづくり、市政の活性化などをやっていくことによって、市民の生活は向上する。

【河崎会長】 格差社会の拡大という問題意識は、全会派が認識している重要課題ではないと思う。格差社会の拡大として、全会派で合意したものがつくれるかどうか。重要課題を全部書き込まざるを得ないということもおこっているのではないか。

【大波委員】 少なくとも分権一括法や自治法改正よりは、具体的である。

【山本委員】 格差社会は、分権一括法や自治法改正よりも経済政策の影響のほうがより大きい。今回基本条例を制定する、より大きな直接的な原因は、分権一括法や自治法改正のほうである。経済政策についても含めるのであれば、「さまざまな政治状況の変化などにより」と広げた形で記載するしかない。

【窪委員】 そこまで記載するとまとまらないので、日本共産党案は3行にとどめている。憲法の立場、地方自治の本旨に立つということで、余分なことは書いていない。こういう立場でやる限りにおいて、議員活動に支障を感じたことはない。国保など補助金は削られ、自治体は大変だから国保であれば税率を上げる。そういう実態を見ないで、分権一括法や自治法改正のため自治体の役割がますます重要はおかしい。

【河崎会長】 資料2に「目的」の仮置き条文が記載されており、「市民福祉の向上と公正で民主的な市政の推進」というところで、各党派いろいろな政策を持っている。「二元代表制の下での議会の役割を明らかにするとともに、議会及び議員の活動原則等の議会に関する基本的事項を定めること」がこの条例の目的であり、それに沿った調整案になっていると認識している。この目的に沿って前文案を議論してもらいたい。

【中村副会長】 地方自治の本旨にのっとり行うことは憲法で決められていることで、そのとおりの話である。前文を書く、書かないとの話もあったが、書くとして何を書くかといったら理念的なことだと思う。第1条の「目的」と前文が合っていなければおかしいので、是非はあるが経緯を述べるということから考えると、地方分権の流れは書かざるを得ないと思う。

【窪委員】 記載することでそれを受け入れることになる。押し返すのは難しいが、批判していかないといけない。憲法が制定されたときから地方自治体の役割は重要である。そのことは憲法で保障されている。地方自治の本旨の立場に立って、行政に対して議員

としていろいろ提言できる。

【中村副会長】 窪委員にとっては、1行目は経緯ではないとのことか。

【窪委員】 経緯ではない。

【中村副会長】 分権一括法も、それに続く自治法改正も、本来はやるべきではなかったとの考えか。

【窪委員】 中身に非常に問題がある。

【中村副会長】 そもそも憲法の精神に照らしてつくるので、文脈が違うということか。

【窪委員】 そういうことである。

【山田委員】 つくる理由が違うようである。

【窪委員】 違うからそれぞれ違う会派に属している。しかし憲法なら誰も否定しない。

【河崎会長】 日本共産党の案文には3行の中に「憲法を尊重」「憲法が要請する精神」「憲法の精神」とあり、ここまで「憲法」が繰り返される場所では、別の会派から異論があるということはある。

【窪委員】 それは修正してもらって結構である。

【河崎会長】 4行目で「憲法が規定する地方自治の本旨」と記載している。

【窪委員】 そういう形でよい。

【中村副会長】 「近年、自治体が負うべき責任と果たすべき役割はますます大きくなっている」としてはどうか。

【窪委員】 それならばよい。

【大波委員】 それならばよい。

【河崎会長】 そこまで、なぜ今議会基本条例かということ譲歩する気はない。

【赤嶺委員】 会長と同意見である。

【中村副会長】 両者が譲らなければどうなるのか。

【河崎会長】 結論が出ない。

【窪委員】 前文を入れないかどうかとなる。

【中村副会長】 前文自体が駄目になるのか。

【河崎会長】 なくすという案もある。そのことも踏まえて、残り8行で意見はあるか。窪委員から「分権と自治の時代に相応しい議会」は削除との意見が出ているが、ここは外しても十分文意はつながるので、削除してもよいと考える。

【中村副会長】 決める権限が議会にあることを是非明確にしたい。議会の権限として監視機能は以前から言われているが、そのほかに議決権があることをより明確にする。決める権限は議会にある。執行権は執行するだけの権限で、議会が決めたことを決めたとおりに執行するのが執行権の役割である。それをきちんと決めたとおりに執行しているかを監視するのが議会の役割だという構造を明確にしたい。

【河崎会長】 「議事機関である議会は、執行機関と」と記載しているが、「議事機関」をわかりやすく「議決機関」としても差し支えはない。

【中村副会長】 憲法では「議事機関」と規定されている。ある試験問題で、「地方議会は議決機関である」の正誤が誤であり、解説には「議決機関」ではなく「議事機関」であるとあった。事実上は「議決機関」であるが、それを条例で「議決機関」としてよいものなのか。よいのなら「議決機関」としたい。

【議事担当係長】 今ここですぐには確認できない。

【河崎会長】 調べておいてもらいたい。

【山田委員】 「二度にわたる議会改革の協議を経て市民に開かれた議会運営に努めてきたが」という過去の経緯はなくてよいのではないか。

【河崎会長】 明るいみらい・やまとの案に詳しく述べられていたので入れている。

【赤嶺委員】 議会基本条例、議会改革は本協議会のみで議論されているわけではない。これまでのさまざまな経緯があって、今ここまで来ていることを前文にしっかり記載すべきである。

【議事担当係長】 「二度にわたる」とあるが、少なくとも平成14年に議会活性化検討協議会が、平成19年に議会改革検討協議会が設置され、今期に入ってから代表者会を中心とした議会改革の検討が行われて、本協議会が設置されている。「度重なる」とか「数次にわたる」となるのではないか。

【河崎会長】 現状でも、かなり議会改革行われてきたという認識を前文に入れておきたかった。今までは「市民に開かれた議会運営」がメインテーマだったと思い、そのように記載している。

【中村副会長】 「分権と自治の時代に相応しい議会、市民の信託に的確に応える議会と議員のあり方を明確にするため」に条例をつくるというのが結論でよいか。

【河崎会長】 そうである。

【中村副会長】 それに対し「分権と自治の時代に相応しい議会」を削除するのが日本共産党の意見でよいか。

【窪委員】 記載することで地方分権を認めることになるのはいかがかという立場である。

【河崎会長】 「二度にわたる」はどのように直せばよいか。

【議事担当係長】 「度重なる」「数次にわたる」「さまざまな」など回数を特定しない表現が考えられる。

【赤嶺委員】 「継続」ではどうか。

【山本委員】 「数多くの」ではどうか。

【窪委員】 「数回」でよいのではないか。

【木村委員】 「多年にわたり」でもよい。

【河崎会長】 「議事機関」はできれば「議決機関」にしたいということ、「数度にわたる」等の議会改革の部分と、「分権と自治の時代に相応しい議会」の削除が意見としてあるということによいか。

【赤嶺委員】 明るいみらい・やまと案で記載している「議会内の活発な討論」「情報公開」「説明責任」「市民参加」が反映されている部分はどこになるか。

【河崎会長】 反映していない。条文に含まれているものはあまり前文に入れていない。公明党案の政策のサイクル的な部分も入れていない。それぞれの会派が重要と思うところを入れるときりがないので、入れない方向で調整した。例えば「市民参加」にも温度差がある。明るいみらい・やまとと神奈川ネットワーク運動が出している「市民の不信感」も調整案では入れていない。

【赤嶺委員】 「議会は、執行機関と健全な緊張関係を保つ」となっている。明るいみらい・やまとは「議員が保つ」としている。「議会」とするとぼやけるので、個別に緊張関係を持つということに記載した。

【河崎会長】 条文案でも、「議会として行政評価を行う」、「議会として一定の意見をまとめていく」、議会として見解を出せるよう「議員間討議を活発にしていこう」とあるように、議会と市長が緊張関係を持つことが今後求められると整理した。

【赤嶺委員】 議会を構成するのは議員である。議員が個々の公約や政策を掲げる中で、ある程度まとまらなないと議会としての機能を発揮できない。議会を機能させるのは議員であり、議員が構築しなければ議会が緊張関係を構築することはできない。

【河崎会長】 主語を議員にすると「議事機関である議会」という表現の仕方は難しくなる。

【井上委員】 「議事機関及び議決権を持った議員」と入れればよいのではないか。

【河崎会長】 「議事機関である議会及びその構成員である議員」というイメージか。

【井上委員】 「議決権を持った議員」である。

【赤嶺委員】 議決権を持っているのは、議会ではなく議員と考える。

【井上委員】 議事で話し合うのと、権利を持っている議員ということである。「議決権を持った議員は、執行機関と健全な緊張関係を保つ」ということで、その考え方はありだと思う。

【赤嶺委員】 後段の民意の反映や政策立案能力の向上、時代に即応した議会運営の刷新も行うのは議員である。

【河崎会長】 「議事機関である議会」の後を再度確認したい。

【井上委員】 「及び議決権を持った議員は、執行機関と健全な緊張関係を保つ」である。

【河崎会長】 「議事機関あるいは議決機関である議会」と「議決権を持つ議員」か。

【赤嶺委員】 もしくは「議事機関である議会を構成する議員は」である。

【河崎会長】 その案は緊張関係を保つのは議員に限定するということか。

【赤嶺委員】 議会として緊張関係を保つというのは、あまりに漠然としている。

【中村副会長】 ここでは機関同士の緊張関係を言っているのではないか。「議員」と入れるなら、「議事機関としての議会」と「議決権を持つ議員」と並べたほうがよい。

【河崎会長】 副会長の意見に賛成である。議会には議員が内在して含まれると考える。個々の議員の緊張関係がなければ、議会全体としても緊張関係を保つことはできない。あえて議員個々が緊張関係を持たなければならないと入れたい根拠は何か。

【赤嶺委員】 議会は集合体のことを指している。そうではなく議員個々が意識してそういう議会の形をつくりあげなければならない。

考え方は述べたが、どうしてもというほどこだわってはいない。

【中村副会長】 「緊張関係」は、例えば一般質問をするので緊張するという意味ではなく、お互い力が対等だから引っ張り合って緊張しているというニュアンスではないか。

【井上委員】 なれ合いとは反対のものであればよい。

【木村委員】 真剣にということである。

【河崎会長】 「緊張関係」に対する認識は一致していると思う。

【井上委員】 折衷案としては先ほどの文章ではないか。

【河崎会長】 井上委員も「議員」も入れたほうがよいとの意見か。

【井上委員】 もし「議員」を入れるなら先ほどの文章ということである。全会一致を目指す折衷案としてということである。

【中村副会長】 井上委員の案に賛成である。

【河崎会長】 前文についてはそれらも含め、次回までに各会派で意見調整をしてきてもらうことでどうか。ある程度折り合っていないと基本条例をつくれないので、ここまでは譲歩できるというところを考えてきてもらいたい。

午前10時35分 休憩

午前10時46分 再開

【河崎会長】 続いて「議会図書室」の項目について協議する。前回の議論を受けて案文を作成している。第3項では「図書館の図書等の充実」を加えてみた。事務局としても意見があると思うがどうか。

【事務局次長】 述べてよいのであれば、第2項の「議会図書室は、市民が使用することができる」はいかがか。また、他市に比べて本市議会の図書の予算は充実しており、それを長に義務づけるのはいかがか。他市では数十万円の予算しかないところを、本市では100万円以上の予算をつけている。金額的には充実しているつもりでいる。

【河崎会長】 議会図書室は市民に使ってもらうにすれば資料が少ないというところもあり、第2項は削除してもよいと思っている。第1項を努力規定にしているのは予算編成権がないのでこの程度の規定になると考えてのことであり、第3項を努力義務規定にしているのは、市長側が予算を持っているので、議会としてはこのように表現したいと考えてのことである。

【大波委員】 第2項の削除は、市民が使えるような状態にしておくことにしないと、ロッカー室、談話室のような形になってしまい、もう少しきちんとしたほうがよいので、残したほうがよい。

【山本委員】 第2項、第3項は「市民が」となっているが、「市民も」ではないのは、特別な意味があるのか。議会図書室は議員が使用するという前提があり、市民も使用できる形にするというイメージである。

【河崎会長】 第3項は「市民も議会情報を」となるのか。

【山本委員】 第3項は「市民が」でよいかもしれない。

【河崎会長】 第2項は「市民も使用することができる」でよいと思う。

【中村副会長】 第3項の「図書館」は「議会図書室」のことなのか、市立図書館のことなのか。

【河崎会長】 市立図書館のことである。事務局からも意見があり、議会の図書館は「議会図書室」との用語にしている。

【議事担当係長】 地方自治法での規定が「図書室」であり、部屋であるので、用語の訂正をお願いしている。

【河崎会長】 市立図書館については「図書館」と表現している。

【窪委員】 「市長等」の「等」は議会も含んでいるのか。

【河崎会長】 執行機関のイメージで「等」にしている。

【事務局次長】 この条文は議会図書室のことを規定しているのだから、第3項で市立図書館が出てくるのは違和感があり、いかがなものか。

【赤嶺委員】 「市長等は」ではなく「議会は」ではないのか。予算はどこの所管にな

るのか。

【河崎会長】 大和駅東側第4地区に設置が予定される図書館をイメージしている。

【木村委員】 議会図書室のことしか頭になかったが、見出しが「議会図書等の充実」となっており、議会図書室のことだけないというのであれば、それはそれで構わない。

【赤嶺委員】 議会図書室のことでないなら、議会基本条例において第3項は必要ないと考える。別条例での規定ではないか。

【事務局長】 議会基本条例の条文として考えると、少し違和感がある。

【木村委員】 議会図書室だけの前提で基本条例とのことであれば、もっと条文を絞る必要がある。

【山本委員】 市立図書館の設置条例はあるか。あるのであれば、その条例に規定することになるのではないか。

【大波委員】 市立図書館の議会コーナーには数十冊しか図書がない。

【河崎会長】 そこを充実させてほしいので条文に入れたが、違和感があるとの意見もある。

【事務局次長】 市立図書館について定める条例は別にある。

【河崎会長】 第3項は削除することとしたい。

【中村副会長】 議会図書室の分室を基本条例で定めることはできないか。市立図書館に議会図書室分室を設けて議会関係の図書が見られるようにする。

【河崎会長】 そういった意見があったので第3項を入れた。

【中村副会長】 第3項に「議会は、議会図書室の分室を市立図書館の中に設けることができる」と規定しておけば、市立図書館の議会図書の充実を図ることができるのではないか。

【事務局次長】 分室ということが可能かどうかの見解は、時間をもらいたい。

【河崎会長】 第3項は「議会は、市民が議会情報を容易に入手することができるよう、議会図書室の分室を図書館の中に設けることができる」という条文となるということか。

【中村副会長】 そのとおりである。

【議事担当係長】 この条文は、地方自治法で附置することとなっている図書室の規定が中心であり、検討するのであれば、図書館条例等に規定すべきである。議会は図書館条例の一部改正を行うこともできる。この条で解決しようとするのはいかがか。

【河崎会長】 事務局の意見は、議会は条例を改正する権限があるので、図書館条例の改正案をこの内容で提出してはどうかということか。

【議事担当係長】 そうということである。

【赤嶺委員】 分室をつくることは反対である。議会に関する資料を図書館内で充実すればよいだけの話である。わざわざ条例に規定して分室をつくる必要はない。

市立図書館には県や市の議会関係の資料はかなりあると認識している。図書館の中で充実するほうがよい。

【山本委員】 分室の設置は図書館にとしないで、分室を設置することができることだけ規定すればよいのではないか。その上で図書館に設置するのであれば、図書館条例を一部改正すればよいのではないか。

【河崎会長】 この条は見出しを「議会図書室」に改めて、第2項は「市民が」を「市民も」として、第3項を削除し、第3項で規定しようとした内容は図書館条例その他に

対して何らかのアクションを起こすことでどうか。

【中村副会長】 分室を置けるかどうかは調べてほしい。第2項で「市民も使用することができる」と規定する目的は、議会情報をなるべく市民に知ってもらうことだと思うが、普通市役所5階まで来ない。図書館に行ったときに、議会コーナーがあり、そこで知ってもらうことが一番よい。今まで経緯を見ると、市側はなかなか協力しないので、分室として議会の責任で充実したほうがよい。

【河崎会長】 事務局で、分室が可能かどうかは調べてもらいたい。

次に「議会広報」の項目を協議する。公明党から条文案が提出されているので説明をお願いしたい。

【山田委員】 条文案に記載したとおりで、あらゆる広報に関してということである。

【河崎会長】 会長案として作成した案文は記載のとおりである。公明党案の「透明性の確保」は「会議及び情報の公開」の仮置き条文で規定されていると考えるが、そのことも含めて意見等をお願いしたい。

【大波委員】 「説明責任を果たすため」は必要ない。

【赤嶺委員】 明るいまらい・やまとは議会広報の強化を提案している。この条文では不足している。

【河崎会長】 例えばどのようにしたいか。

【赤嶺委員】 なぜ広報を発行するのかという点をもう少し強調すべきと考える。

【井上委員】 そうすると「説明責任を果たすため」と入れることになる。

【赤嶺委員】 説明責任を果たすためだけでなく、多くの情報を発信して、その情報をもとに動いていく形にしなければ、これからの広報のあり方を考える上で不足している。

【河崎会長】 ツイッターやフェイスブックなどさまざまな発信をしているが、その辺りも基本条例で根拠を入れたほうがよいということか。

【赤嶺委員】 多くの手段を活用して多くの情報を発信しなければならない。発信をするには必要性、意味が重要である。例えば先日議運で視察に行った嬉野市議会は、議会広報と意見交換会と議会が密接にかかわりあっていた。そういった形で広報しなければ、出しっぱなしになってしまう。

【河崎会長】 「市民参加」「会議及び情報の公開」の仮置き条文と議会広報が連動しているところがあるので、何らかのまとめりをつくったほうがよいのか悩んだところではある。

【中村副会長】 大波委員の提案のようなシンプルな形がよいと考える。広報は説明責任を果たすためだけに出すわけではない。市民にとっては知る権利で、憲法上は表現の自由であり、受けた情報を題材として市民が自ら行動するための情報提供であり、権利の確保であるが、その辺りを書くとも長くなりわかりにくくなるので、シンプルに規定してその中に含めたほうが、基本条例としてはよいのではないか。

見出しは「議会広報」とすると議会だよりを指していると思ってしまう。「議会の広報活動」などに変えたほうがよい。

【山本委員】 ただ伝えるだけでなく、それに対して意見を言ってもらえるよう促す形の広報ができるようにしなければならないので、そういうことを規定したい。

【井上委員】 SNSなどを想定した提案か。

【山本委員】 SNSも一つの手段であるし、議会報告会、意見交換会も含めてである。

【井上委員】 相手からのレスポンスを受け取るということか。

【山本委員】 もらえるような工夫をした広報である。

【井上委員】 それであればシンプルな条文にしておいたほうがよい。

【山本委員】 条文はシンプルでよいが、一言加えたい。

【河崎会長】 「市民の活動原則」の仮置き条文の第1号で「市民の多様な意見の的確な把握に努めること」と、第4号で「積極的に情報提供を行うこと」と規定している。議会広報の部分では議会全体として行うという意味があり、ホームページや議会だよりの広報を検討する必要があるということと、現状レスポンスをホームページで受けるということは、なかなか難しい部分がある。現状市民の意見をもらえるようなホームページになっているか。

【議事担当係長】 FAQという形で質問なりを受けつける形になっている。

【河崎会長】 「議会は情報の発信に努め、市民にわかりやすい広報の充実に努めるものとする」でどうか。

【赤嶺委員】 広報にはいろいろな方法がある。議場や委員会室を利用してもらい議会を近いものを感じてもらうのも広報であるし、こども議会も広報の一例である。いろいろな手段の広報を数多く活用して議会をより理解してもらう。それを基に参加をしてもらい意見をもらうという形にしていけないと、出せばなしになってしまう。SNSも有効な手段であるが、活用できる人にしかできない。それを補完するものも必要である。

【河崎会長】 議場の貸し出し、こども議会などに関しては、「市民参加」の仮置き条文第1項「市民参加の機会を確保するよう努めなければならない」に含まれているのではないか。

【赤嶺委員】 含まれているという感覚はわかるが、それとは別に議会がいろいろな方法を通じて認識を深めてもらうという、もう一つ強い文章が必要と考える。

【河崎会長】 例えばどのような文章か。

【山田委員】 「多様な方法で」などか。

【赤嶺委員】 「あらゆる手段を活用し」などである。

【山本委員】 「さまざまな」はどうか。

【窪委員】 先ほどまとめた「情報の発信に努め」でよいのではないか。

【赤嶺委員】 広報は一つの重要なツールであるので、もう少し検討したほうがよいのではないか。

【中村副会長】 基本条例であり、詳しく書けば書くほど限定されるので、融通が利く表現にしておいたほうがよい。

【窪委員】 条文が求めているものは、文言で書いていなくてもやればよい。

【河崎会長】 条文は「議会は情報の発信に努め、市民にわかりやすい広報の充実に努めるものとする」とする。見出しはどうするか。

【中村副会長】 「議会広報」だと議会だよりのことを言っていると誤解されるのではないか。

【山本委員】 「議会の広報活動」か。

【中村副会長】 「議会からの情報発信」などの表現である。

【河崎会長】 そういう表現にすると、赤嶺委員が提案していたところまで深くなるという感じがする。「議会の広報」とするか。

【中村副会長】 「議会の広報活動」では駄目か。

【河崎会長】 「広報活動」だと議会報告会や意見交換会を含んだイメージになる。

【中村副会長】 「議会の広報」でよい。「議会広報」は名詞である。

【河崎会長】 「市民参加」なども名詞である。ほかにも影響するので、通して検討するときに改めて検討してもよいが、「議会の広報」にしておくか。

【井上委員】 「議会広報」のほうがよい。

【赤嶺委員】 同意見である。

【中村副会長】 こだわっているわけではないので、他の委員がよければそれでよい。

【河崎会長】 見出しは「議会広報」とする。

次に「議員定数」の項目を協議する。公明党から条文案が提出されているので説明をお願いしたい。

※山田委員が公明党案を朗読。

【山田委員】 住民の声を聞くことは大変重要だが、ただ少なくすればよいということではなく、「行政への監視機能が十分に果たせるよう」というところは重要と考える。

【河崎会長】 会長案は、議員定数を定める視点を第1項に持ってきている。「行財政改革の視点」と「市民意見を反映するために必要な数」という両面から考慮する必要があり、考慮した上で現状条例を定めていると認識している。その改正に当たっては、住民や有識者の意見を幅広く聴取することが必要という条文のつくりをしている、

【大波委員】 「行財政改革の視点」は削除すべきである。「多様な市民意見を反映」の中に行財政改革の視点もある。

【中村副会長】 財政改革はともかく、議会の定数の問題を行政改革の中で論じるべきではない。削除すべきである。

【赤嶺委員】 副会長と同意見である。第2項の「住民や有識者による協議機関」になぜ議員が入っていないのか。議員の意見は大事ではないのか。

【河崎会長】 議会が協議機関を設けるので、議員も入るというイメージであるが、言葉が足りないのかもしれない。

【山本委員】 行財政改革の視点だけでなく「多くの視点」という言い方で、考え方、視点は残してもよいのではないのか。協議機関は設置するのであれば、「設置の方法は別に定める」と規定しておく必要があるのではないのか。

【河崎会長】 現実に議員定数を削減したほうがよいとの意見もかなり強くなっている。議員定数を減らすべきではないとの立場だが、議会がつくる基本条例であり、そういうことも考慮するという視点は必要ではないか。公明党案にも入っている。

【山田委員】 多くの議員はいらないという視点もあって、これまでも減らしてきた流れもある。よって一文入れている。

【河崎会長】 これまでの議会改革の中では、議員定数を減らして議員報酬を上げるべきとの案もあったと記憶している。

【赤嶺委員】 無報酬で多数の議員という人もいれば、高額にして定数をふやせという人もいる。定数は削減で話が進みがちであるが、将来的なイメージを持って考えられるべきであり、それを決めるのは民意である。

【河崎会長】 よって「行財政改革の視点」は削除という意見か。

【赤嶺委員】 そうである。

【窪委員】 民主主義の問題であり「行財政改革の視点」は削除する。公明党案の「行政への監視機能が十分に果たせる」が大事で入れるべきである。議員を減らすというのは住民受けし、10人にすると言ったら拍手喝采になる。住民、有識者の意見を聞くことは必要だが、行政機関をきちんと監視できるのかという視点と多様な市民の意見を反映するという立場で、議員定数のあるべき姿が求められる。協議機関は住民、有識者だけなのは問題がある。

【河崎会長】 どこにどういう文言を入れればよいか。

【窪委員】 各会派の代表、一定の議員も参加して、住民、有識者の意見も聞いて、協議するということならよい。

【河崎会長】 「住民や有識者が加わる協議会を設け」となるか。

【窪委員】 それならばよい。

【山本委員】 多様な市民意見は大切だが、市民からの視点だけでなく、議員や有識者からの視点という意味で、「行財政改革の視点」ではなく「多くの視点」「多様な視点」と入ったほうがよい。

【河崎会長】 「多様な市民意見を反映するために必要な数」は、議員定数は多いほうがよいというようなことを言っている。議員定数は削減すべきという論調が一方である中、これだけでは一方に偏っているのではないか。

【中村副会長】 山本委員が述べているのは、いろんな人の意見を聞いてということではないか。

【山本委員】 定数がふえた方がよいという視点のみではなく、いろんな見方が必要で、総合的に考えて定数は決まるという意味である。

【河崎会長】 「行財政改革の視点」を削除するとそうなるかと述べている。

【中村副会長】 「多様な市民意見を反映」は議会に一番必要とされていることである。第2項でいろいろな人の意見を聞くと規定されている。

【河崎会長】 議員定数を削減すべきとの市民の意見があることは無視できない。

【大波委員】 それをここに書く必要はない。

【窪委員】 反論がある。

【山田委員】 「行政改革の視点」を削除した公明党案であればすっきりしてよいのではないか。第1項に特別な理由を設けなくても、議員定数は条例で定まっている。

【窪委員】 議員定数の上限は法律で定められている。

【河崎会長】 上限は地方自治法から削除された。住民の声を的確に反映する数が100人必要という人もいれば、28人でも多過ぎるという人もいる。そのバランスを考えて条例で28人にしていることを表現したい。

【窪委員】 定数は、行政機関をチェックできる体制なのか、市民の声を行政に反映させることが的確にできているかである。

【河崎会長】 議会の役割は行政の監視と政策立案と規定してきている。行政の監視だけを入れるわけにはいかない。

【窪委員】 それができるために適切な定数かどうかである。議員を減らせという意見があるから減らさなければいけないという問題ではない。

【河崎会長】 多様な市民意見を反映するためにはある程度の人数が必要だが、行政の監視は専門的な技能や経験を持っている少数でよいという見方もある。

【窪委員】 長く議員をやっているが、率直に言って、きちんと適切な指摘ができていいのかという葛藤がある。弁護士や司法書士が専門的な知見を持ってチェックできればよいが、実態はそうになっていない。23万市民の代表として何人の議員が必要かという観点で定数は決まっていく。

【赤嶺委員】 会長案の「行財政改革の視点とともに」を削除すればよいのではないか。

【河崎会長】 「多様な市民意見を反映するために必要な数」は、ある意味では定数が膨らむ方向にある。

【大波委員】 そんなことはない。

【窪委員】 「市民のコンセンサスを得られるような」と入れてはどうか。

【赤嶺委員】 さまざまな意見という意味である。

【河崎会長】 第1項は「多様な」も削除し、「議員定数は、市民意見を反映するために必要な数を考慮して、別に条例で定める」でどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第2項は「議員定数の改正にあたっては、住民や有識者を含む協議機関を設け、幅広く意見を聴取するものとする」でどうか。

【事務局長】 「協議機関を設け」となっているが、今回の地方自治法の改正で、本会議においても公聴会、参考人制度が導入された。そういうことを鑑みると、議員と市民の意見交換はそういう場でもできるので、あえて協議機関を設けなくても初期の目的は十分達成することができる。

【赤嶺委員】 「、住民や有識者による協議機関を設け」を削除でどうか。

【河崎会長】 「議員定数の改正にあたっては、幅広く意見を聴取するものとする」でどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議員報酬」の項目を協議する。公明党から条文案が提出されているが、第2項の協議機関については、先の議論と同様のことがあてはまる。会長案は、議員報酬は現状、特別職報酬等審議会が決めているので、その審査結果を受けて別に条例で定めるとしている。他市議会の基本条例では公明党案と同様なものが多い。事務局から意見はあるか。

【議事担当係長】 特別職報酬等審議会は長の諮問機関であり、その辺りとのかかわりは検討してもらいたい。

【山本委員】 公明党案をベースにして、議員定数と同様に「、住民や有識者による協議機関を設け」を削除する形か。

【赤嶺委員】 今の議員報酬はどういう経緯を経て決定されたのか。

【議事担当係長】 改正については、常勤の特別職を含めて、特別職報酬等審議会の答申を受けて、長が議案を提案し、議会の議決を持って決定している。議員提出で一部改正をした例もある。

【赤嶺委員】 その手続きは何かで定められているのか。

【河崎会長】 報酬条例はあるが、報酬額や支給方法が規定されているだけである。この案で述べたかったのは、議員報酬は自らお手盛りで決めているとの市民の見方があるが、そうではなく報酬等審議会の審議結果を受けてでしか決められていないことを表現したかった。議会改革の中でも議員報酬を上げるべきとの意見が何度も出たが、難しいとの話であった。

【窪委員】 会長案は現行と同じである。

【河崎会長】 現状を述べている。

【窪委員】 現行を条文化するだけなので問題はない。

【大波委員】 現状に問題がある。

【山本委員】 報酬等審議会の結果が出なければ、例えば時限立法で機動的に報酬を下げたりすることができなくなると感じる。

【河崎会長】 直近に開催された報酬等審議会は平成 22 年である。市長からの諮問を受けて審議することになっている。議員から報酬を改正したいときは、市長にお願いして市長が諮問することになる。

【山本委員】 客観性を担保するためなのはわかるが、市側との馴れ合いに市民の目には映るのではないか。議会が主体的に改正できる道も残すべきである。

【河崎会長】 現状はこうだが、これではあまりに主体性がないので、もう少し積極的な条文にしたほうがよいという意見か。

【山本委員】 そうである。

【中村副会長】 市長部局に審議会があって、市長に対して答申して、市長が議案にして提案し、それを議会が承認するという流れは、二元代表制の形からするといかがか。例えば、第 1 項で「議会に報酬審議会を置く」とし、その答申は議会に対してなされて、議会から議員立法の形で提案され、報酬額が改正されるのが形としてはすっきりする。

【河崎会長】 先ほど馴れ合いに映るとの指摘もあったが、それと同じことになるかもしれない。

【赤嶺委員】 市長の諮問機関で議員報酬が審議されるのは違和感がある。そうであるなら市長の報酬を審議する審議会を議会が持っていればよい。それでバランスが取れる。

【河崎会長】 ただし、予算編成権は市長にある。

【窪委員】 市長が議員報酬も含めて上げる必要があるのか下げる必要があるのかを報酬等審議会に諮問し、そこで検討して答申する。今の制度の中ではそれがベターではないか。本市議会の報酬は特例市の中でもかなり低い。市民にも報酬に見合う仕事をしていと堂々と胸を張って説明してよいと思う。

【山本委員】 民間では業績や成果という外的要因に給料が連動する。例えば市債の発行残高が 10%ふえたら 10%議員報酬を下げるなど、何かしらの客観的な連動を規定しておけば、お手盛りではないことは伝わるのではないか。

【中村副会長】 営利団体の給料や役員報酬と議会議員の報酬は全く種類が違う。議員報酬や定数は、国民主権としての政治参加に関する報酬である。

【山本委員】 大和市が借金をふやす予算を議決するのは議会であり、その責任の一端として、市債がふえたら何らかの形で議員もマイナスになるような形にしたい。

【大波委員】 それはおかしい。

【河崎会長】 議員報酬については、特別職報酬等審議会をどこかに入れる形で、事務

局で案文をつくれるか。

【窪委員】 会長案でよい。

【中村副会長】 会長案でよい。

【事務局長】 この案でよい。

【大波委員】 この案でよい。

【河崎会長】 この案で仮置きしてよいか。

全 員 了 承

3. その他

【河崎会長】 その他として何かあるか。

【議事担当係長】 10月30日に石川県輪島市議会、議会運営委員会から本協議会の協議状況について行政視察を受けた。正副会長にも対応をお願いし、意見交換を含め本協議会の検討状況の説明を行った。

【河崎会長】 11月2日に代表者会が開催され、本協議会の中間報告を行った。今後のスケジュールについてはパブコメや市民説明会を含め特に異論はなかったが、中間報告を全員協議会でも行ってほしいとの要望が出た。これについては、窪代表、赤嶺代表などから本協議会の委員は各派を代表して検討を行っているので、その必要性はないのではないかという意見もあったが、条例をつくることがゴールではなく、いかに運用されるかが大事ということは一致していることと、この基本条例を上程したときにはできれば全会一致で成立させることが共通の思いであることから丁寧な対応が必要と考え、全協での中間報告を行うことになった。11月29日の13時から行うよう議長から要請があった。15時から全国市議会議長会から地方自治法改正の説明を受けることになっている。

次回の日程について確認したい。

【議事担当係長】 11月21日（水）の午後1時から委員会室で開催予定である。

【河崎会長】 ほかになければ、以上で終了する。

午後0時03分 閉会